

# 安全衛生指導業務の改革案について

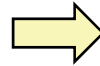
# 安全衛生指導業務の改革案について

## 1. ヒト(組織のスリム化)

〔 労災防止指導員制度の見直し 〕

<平成21年度>  
1,404人  
(14人)

<平成22年度>  
1,343人  
(13人)



<平成23年度>  
900人  
(9人)

※ 括弧内は常勤換算人数  
※ 労災防止指導員について  
「労災防止指導員規程」に基づき、中小規模事業場等における安全衛生管理の向上を図り、もって労働災害の防止に資するため任命される非常勤の国家公務員。

## 改革効果

《削減数》

労災防止指導員 ▲443人

《今後の対応》

労災防止指導員については、引き続き削減する。

## 2. モノ(余剰資産などの売却)

○ 行政刷新会議や省内における事業仕分けの結果等を踏まえ、法人に貸与していた資産を売却等する予定

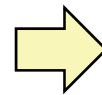
《売却見込額》

鑑定後確定

## 3. カネ(財政支出の削減)

<平成21年度>  
174.2億円

<平成22年度>  
170.4億円



<平成23年度～>  
概算要求時まで確定

・平成22年度の170.4億円のうち、安全衛生指導業務に要する128.3億円については、人件費が116.9億円、事務費が11.4億円であるところ、労災防止指導員制度の見直しに伴い1千万円程度を削減するほか事務費については一層の経費削減に努める。  
・委託事業に要する経費42.1億円については、快適職場形成促進事業を廃止することにより1.7億円を削減するほか、他の事業についても廃止、縮減に努める。  
・なお、新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において、受動喫煙対策、メンタルヘルス対策の推進が盛り込まれたことから、これらに関する新たな事業を行う必要があると考えられるため、財政支出については概算要求時まで確定。

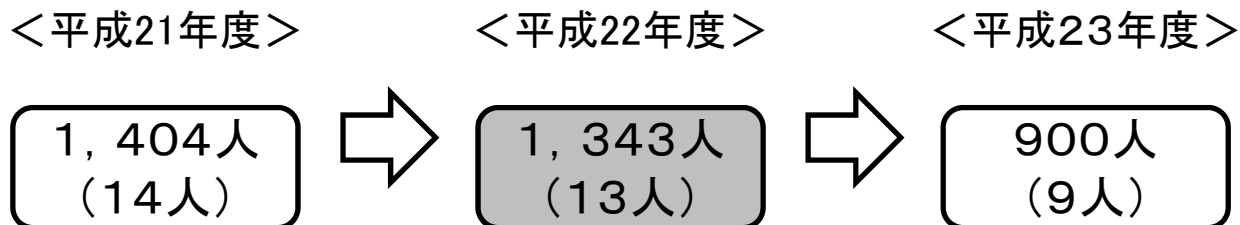
《削減額》

概算要求時まで確定

ヒト

## 1. 組織のスリム化

### ○ 労災防止指導員制度の見直し



## 改革の効果

### 《削減数》

労災防止指導員  
▲443人

### 《今後の対応》

労災防止指導員については、引き続き削減する。

## 《これまでの改革努力》

### ○ 労災防止指導員の削減

平成16年度の **2,044人(17人)** から平成21年度には **1,404人(14人)** に削減。

#### ※ 労災防止指導員について

「労災防止指導員規程」に基づき、中小規模事業場等における安全衛生管理の向上を図り、もって労働災害の防止に資するため任命される非常勤の国家公務員。(民間企業の労務安全衛生担当者、労働安全・衛生コンサルタント、労働組合の推薦を受けた者等の中から都道府県労働局長が任命)

その活動内容は、単独又は労働基準監督署の職員とともに事業場を訪問し、その知識や経験を活かして、主に安全管理についての指導を行っているが、労働災害が大幅に減少する一方で、安全衛生指導業務を今後、メンタルヘルス対策等の労働者の健康管理対策を重点的に展開していく中で、制度を見直すこととする。

モノ

## 2. 余剰資産などの売却

## 《安全衛生関係の売却等可能な資産》

施設名称	場 所	土地(m <sup>2</sup> )	床面積(m <sup>2</sup> )	貸与先
国際安全衛生センター	東京都清瀬市	3,124	2,504	未使用
産業安全会館	東京都港区	—	2,978	中央労働災害防止協会
北海道安全衛生技術センター	北海道恵庭市	7,681	1,962	(財)安全衛生技術試験協会
東北安全衛生技術センター	宮城県岩沼市	6,013	1,987	(財)安全衛生技術試験協会
関東安全衛生技術センター	千葉県市原市	8,927	3,147	(財)安全衛生技術試験協会
中部安全衛生技術センター	愛知県東海市	6,001	2,385	(財)安全衛生技術試験協会
近畿安全衛生技術センター	兵庫県加古川市	3,845	2,091	(財)安全衛生技術試験協会
中四国安全衛生技術センター	広島県福山市	5,604	2,174	(財)安全衛生技術試験協会
九州安全衛生技術センター	福岡県久留米市	5,300	2,401	(財)安全衛生技術試験協会

## 改革の効果

## 《売却見込額》

鑑定後確定

※ 安全衛生技術センターの国有財産台帳価格は、約25億円。

- 国際安全衛生センターの土地は、隣接する産業安全研究所(現(独)労働安全衛生総合研究所)の土地(国有地)を平成10年に分筆したものである。現在、(独)労働安全衛生総合研究所においては、他の試験研究独法等との統合が検討されていることから、その検討に併せて今後の取扱いを決定する。(分散している研究施設の集約化についても検討中。)
- 産業安全会館内の産業安全技術館については、平成22年度末で事業廃止の予定であるため、空きスペースをテナントとして賃貸する方向。
- 安全衛生技術センターについては、同施設を貸与している(財)安全衛生技術試験協会に一部又は全部を売却する方向。

カネ

### 3. 国からの財政支出の削減

(単位:億円)

21年度	22年度	23年度
174.2億円	170.4億円	概算要求時までに確定

#### 改革の効果

《削減額》

23年度

概算要求時までに確定

#### 《見直しの内容》

- 平成22年度の170.4億円のうち、安全衛生指導業務に要する128.3億円については、人件費が116.9億円、事務費が11.4億円であるところ、労災防止指導員制度の見直しに伴い1千万円程度を削減するほか事務費については一層の経費削減に努める。
- 委託事業に要する経費42.1億円については、快適職場形成促進事業を廃止することにより1.7億円を削減するほか、他の事業についても廃止、縮減に努める。
- なお、新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において、受動喫煙対策、メンタルヘルス対策の推進が盛り込まれたことから、これらに関する新たな事業を行う必要があると考えられるため、財政支出については概算要求時までに確定。

## 4. 事務・事業の改革

(「厚生労働省の目標」への対応:7つの能力向上 等)

### ○ 業務の効率化

(検査業務の民間移管)

- ・ 都道府県労働局において実施しているボイラー、第一種圧力容器の製造時検査(構造基準への適合を確認するための検査:約4,600件:平成21年度)について、民間の登録機関が実施できるよう制度改正を実施。  
(平成23年度)

(快適職場認定制度の廃止)

- ・ 事業者が快適な職場環境の形成のための計画を策定し、都道府県労働局長に提出した場合の認定制度(約3,000件:平成21年度)について廃止。(平成23年度)

### ○ メンタルヘルス対策の充実

(緊急の実態把握と制度改正)

- ・ 職場におけるメンタルヘルス対策の充実が強く求められている中、定期健康診断の際にメンタルヘルス不調のスクリーニングを行い、その後の措置につなげる仕組み等について、労働政策審議会において制度改正に向けた審議を開始する予定。この検討に資するため、事業場におけるメンタルヘルス対策についての実態を把握するための緊急調査を実施。

※ 当該情報については、従前から「労働者健康状況調査」(5年ごと)で把握してきたが、直近の調査が平成19年であることから、緊急に実態把握を行うこととしたもの。(平成22年度)

(安全衛生指導業務に従事する職員の専門性の向上)

- ・ メンタルヘルス対策等の労働者の健康確保対策の重要性の高まりを踏まえ、都道府県労働局、労働基準監督署で安全衛生業務に従事する職員に対し、メンタルヘルスに関する専門性(精神医学、メンタルヘルス改善、指導手法、メンタルヘルスに係る労務管理)を向上させるための研修を拡充して実施。